

三商レポート

第八十四話 「復興支援のための相続放棄・限定承認」

相続プラザ(株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 電話 042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

東日本大震災で被災された方々への復興支援策が政府から公表され始めた。緊急融資や利息の減免などの資金援助に加え「二重ローン」の場合の債務免除も含まれている。しかし、おびただしい数の死者・行方不明者がいる中で、相続手続きについてはいまだ手がつけられていない。とりわけ借金（保証債務）を抱えていた場合の相続手続きに暖かな気配りがほしい。亡くなった方の負債まで背負わされては復興の大きな重荷になってしまう。復興支援の視点から、相続人が相続放棄・限定承認の選択をしやすいよう、実情にあった法改正や時限立法を期待したい。せめて、現行法での柔軟な運用を期待したい。

相続では、プラス財産もマイナス財産も全て引き継ぐことが原則である。しかし、現代の個人責任主義のもとで親の借金を当然のことにように相続させられるのでは酷な場合がある。そのため、民法では相続放棄か限定承認を選択できる権利を相続人に与えている。ただし、いつまでも権利関係が不安定では困る。そこで、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に」選択することになっている。選択せずに3ヶ月が経過したら、単純承認したとみなされて、借金も保証債務も全て相続することになる。

3月11日の震災から3ヶ月が近づいている。自宅や工場が流されても、借金は流されないで残っている。家族も失い、過酷な避難所生活を余儀なくされている被災者に、冷静な判断や選択を求めるのは酷な状況にある。負債の有無や額も分からない。民法には、「期間伸長の申立」という方法がある。財産や負債の調査に時間がかかる場合に、当初の3ヶ月の期間を延ばしてもらうことができる。しかし、必ずしも十分に知られていないうえ、3ヶ月以内に申立てる必要がある。

そこで、相続開始から3ヶ月が経過しても、柔軟に相続放棄や限定承認を選択して申立てできるようにしてほしい。

最高裁の判決には、死亡して1年後に判決が送られてきて始めて債務を知った場合に起算日を繰り下げ、相続放棄を認めた例がある（昭和59年4月27日）。しかし、この判決は、長期間音信不通のまま亡くなった親に相続財産が全くないと信じたことに相当の理由があると認められたときに限られている。財産があるこ

とを知っていたが、それより多い負債があることまでは知らなかったという場合まで起算日の繰下げを認めていない。しかし、この判断基準では今回の震災で生き残った人の再起の支援にはならない。

また、選択前に相続財産を「処分」したら相続を承認したとみなされる。例えば、亡くなった人の預金を引き降ろしたり、売掛金の請求をしたり、株主権を行使して会社の代表書変更をしたら処分となってしまう。その後多額の負債が分かっても、もはや相続放棄も限定承認もできない。人も会社も生き物である。生きるためこうした処分をせざるを得ない。にもかかわらず、亡くなった人の負債に対して責任のない相続人に、震災を原因に負債を背負わせるのは酷である。

そこで、

- ① 相続開始から3ヶ月が経過していても、「債務を知った時から」3ヶ月を起算してはどうか。プラスの相続財産を知っていても熟慮期間の進行とはしない。
- ② プラス財産の一部を相続していても（前述の「処分」行為など）、「処分した財産を超える多額の負債を知った時から」3ヶ月を起算する。
- ③ 債権者に対し、不意打ちにならないよう相続人へ債権の存在を通知させる。
- ④ 相続放棄が認められれば、相続人ははじめから相続人ではないのでマイナス財産から解放される。その代わり何も相続できない。これでは復興が難しい。限定承認ができれば、プラス財産の範囲内で負債を返済すればよいので、プラス財産を残せる可能性もある。また、先買権を行使することにより、競売によらずに再起に必要な財産を確実に取得できる可能性も残る。ただし、限定承認をするには「共同相続人の全員が共同してのみ」申立てできる。そのため、相続人の中に行方不明がいると利用できない。行方不明者のために「不在者財産管理人」を選任して対応することも可能である。しかし、早期の復興のために、行方不明の疎明資料があれば、行方不明者を除いた相続人だけで申立ができるとしてはどうか。
- ⑤ 最近の家庭裁判所は、弾力的に「受理」の運用をしている。よりいっそう柔軟に受理してほしい。窓口で却下されてしまうと、相続人は単純承認の道しかないことになる。受理しても、債務がなくなるわけではない。債権者は、別途民事訴訟を起こすことができる。訴訟の中で「相続人は債務を知っていて3ヶ月が経過している」「相続人は高額な相続財産を相続している」「悪質で保護に値しない」と主張し、相続放棄・限定承認の有効・無効を争うことができる。勝訴すれば、相続財産からの回収も可能である。債権者を一方的に不利にするものではない。

5月3日の憲法記念日にあたり、最高裁長官が「司法も復興のため最善を尽くします。被災者の方々の需要を的確に把握し、復興の過程で生じる様々な法的問題に迅速に対応できるように努めていくつもりです。」との談話を発表された。ぜひ相続の分野でも復興のための柔軟な運用を期待したい。

(2011年6月1日)